

## 6月市議会一般質問原稿（一問一答）案

2010年6月14日(月)午前

6番 日本共産党 福間健治

日本共産党の福間健治です。質問通告をしました、3項目について、一問一答方式で質問いたします。

### 1、高齢者施策について、2項目質問します。

#### （1）後期高齢者医療制度についてです。

民主党政権が誕生し8ヶ月半ば、内閣支持率は10%台に下落し、さる6月2日、鳩山首相は辞任表明に追い込まれました。この背景には、沖縄の普天間基地問題での迷走、「政治とカネ」の疑惑問題、労働者派遣法改正問題での重大な後退、後期高齢者医療制度廃止の先送りなど、「ここを変えてほしい」と願っている肝心要の問題で、新政権が期待と公約に背く裏切りを重ねてきたことに、国民が失望し、怒りとなり広がった結果ではなかつたでしょうか。

日本共産党は「政治を変えてほしい」という国民のみなさんの期待に応えるとともに、不安や批判を代弁して日本の政治をさらに前に進めるために、全力をつくします。

さて、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込み、負担増と差別医療を押し付ける後期高齢者医療制度は、社会保障費削減路線の最悪の象徴です。

民主党政権は、この制度の速やかな撤廃と老人保健制度の復活を公約していましたが、政権につくと「事務手続きに時間がかかる」といいだし、「新制度をつくる4年後まで、現行制度を維持する」方針に転換しました。当初は、先送りした変わりに制度の弊害を極力解消すると言い訳し、2010年度の保険料を抑

えるため国庫補助をおこなうと言明していたが、これも反故にし、この 4 月からは 31 都道府県で後期高齢者保険料の値上げが強行されました。

さらに同政権が 2013 年度の導入をめざす「新制度」の内容も大問題となっています。現在厚生労働省の「高齢者医療制度改革会議」で 4 の「新制度」案が示されていますが、詳細な財政試算がつけられ「厚生労働省案」と報じられているのが「65 歳以上の人を国保に加入させたうえで、64 歳以下と別勘定にする」案です。65 歳以上を別勘定にすれば、保険料は高齢者の人口増、給付費増に応じて際限なく引き上げられることになります。健康保険の扶養家族となっている人は、65 歳の誕生日を迎えると強制的に家族の医療保険から切り離され、新たな保険料徴収となります。これでは差別と負担増の対象を 75 歳から 65 歳に拡大しただけであります。差別制度を温存し、その害悪を拡大しながら、「姥捨て山」の「入山年齢」前倒しを検討するなど、まさに、国民に対する二重三重の裏切行為ではあります。ただちに公約どおり撤廃するよう求めていくべきです。見解を求めます。

## （2）針灸マッサージー助成について

針灸マッサージーの助成事業は、関係者から長年大変喜ばれていた。しかし平成 20 年度、後期高齢者医療制度創設に伴い、利用は年 48 回から年 12 回と大幅に削減され、その上利用できるのは、市民税非課税と所得制限が設けられました。その後、市民の声もあり、平成 21 年度から年 18 回利用できるようになりましたが、所得制限はそのままとなっています。

利用している高齢者からは「前のように必要なときに利用できるよう回数を増やしてほしい」また鍼灸師からは「利用者がめっきり減り、生活していくい」などの声が寄せられています。

当面、市民税非課税という所得制限を撤廃する考えはありませんか。見解を求めます。

## 2、生活保護行政について、4項目質問します。

### （1）離職者・ホームレスの住宅確保について

長引く不況による倒産・廃業、大企業の横暴勝手な派遣切りなどの雇用不安の深刻化、「構造改革」路線による社会保障費負担増などにより、生活保護世帯は急増し、過去最多となっています。

大分市でも、平成21年4月末5,035世帯から、平成22年4月末5,585世帯と1年で550世帯の増加となっています。また昨年4月から今年3月末までホームレス状態での保護開始は78件となっています。離職で住まいを失った方の場合、離職証明や退寮証明がとれれば、公営住宅の提供をうけることができますが、個人個人の事情で証明がもらえない人、離職してかなりの期間経過していれば証明も難しくなります。こうした人の場合、安定した住居を確保は厳しく、苦慮しているのが実態であります。

まず必要にことは、自立助長を図っていく観点から、公的な救護施設を整備すべきであります。また当面一時避難施設や宿泊施設を公営住宅や民間アパートを活用し、行政が用意し、自立の足掛かりを提供することが求められていると考えますが、見解を求める。

### （2）相談室の増設について

一昨年来、生活福祉課の相談室は、いつも満室で、かなりの時間またされることがしばしばです。長くたつておれない病気の方、高齢者の方には、大きな

負担となっています。相談室を増設できないでしょうか。見解を求めます。

### （3）申請の簡素化と決定の迅速化について

まず申請の簡素化について質問します。

申請にいけば相談ですねといわれ、過去の経歴から、現在に至る生活状況まで細かく聞かれ、申請書を受け取るまで、時間がかかります。申請を提出した後の訪問調査でまた同じような聞き取りがおこなわれます。これは不合理ですし、調査は申請後におこなうべきです。申請を簡素化するために申請書類はセンターに備え付け、申請事務の迅速化を図る必要があると考えますが、見解を求めます。

次に、決定の迅速化について質問します。

手持ち金もなく、わらをもつかむ気持ちで申請した方は、一日も早い生活保護費の支給決定をまち望んでいますが、決定まで30日を要するケースが大半となっています。保護の決定は「14日以内」という法定期限を遵守した対応が求められます。見解を求めます。

### （4）ケースワーカーの増員と研修の充実について

社会福祉法第16条では、定員は80世帯に1人と定められていますが、大部分では、平均でも1人で100世帯を超えています。これでは、申請に係わる実務に追われて、本来のケースワーカーの仕事である自立助長、生活支援などが、後回しせざるえない状況がなっているのではないかと懸念しています。

多様で、こまめな相談にも、対応していくように、ケースワーカーの増員

をおこない、研修も充実すべきと考えますが、見解を求めます。

### 3、都市計画行政

#### 上野の森再生事業について

上野が丘墓地公園内の管理は、樹木管理、除草、園路の落葉収集、側溝清掃などをおこなっています。またボランティアによるゴミ清掃や遊歩道の落葉清掃などがおこなわれています。周辺の方々から、桜も植えられて60年以上が経過し、老木となって、かつてのような勢いは消えつつあります。昔のように、「にぎわいのあるお花見の名所に復活をしてほしい」「花と緑の憩いの場所としての整備が必要ではないか」など、公園を朝夕散歩している地元の方などから声があがっています。

また緑の基本計画では、「ゆすはら八幡宮から、上野が丘に続く丘陵地については、人と自然の共生を図ります。」とうたわれています。

そこで質問しますが、緑の憩いの場所として、にぎわい創出の一貫として、上野が丘墓地公園内の老木となった桜の木の再生と植樹事業を計画的に実施する考えはないでしょうか。見解を求めます。